

警察庁ホームページ掲載文

- 出入国管理及び難民認定法第61条の7に基づく地方出入国在留管理局への情報提供について（通達）

日付	令和8年3月17日
番号	警察庁丁外事発第63号、丁生企発第157号、丁刑企発第25号、 丁組一発第222号、丁交企発第57号、丁交指発第42号、 丁備企発第117号
発信元	警察庁警備局外事情報部外事課長 警察庁生活安全局生活安全企画課長 警察庁刑事局刑事企画課長 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 警察庁交通局交通企画課長 警察庁交通局交通指導課長 警察庁警備局警備企画課長
宛先	警視庁公安部長、警視庁生活安全部長、警視庁地域部長、 警視庁刑事部長、警視庁交通部長、各道府県警察本部長 （参考送付先）警察大学校各教養部長、皇宮警察本部副本部長、 各管区警察局長広域調整担当部長

【概要】

出入国在留管理庁からの被仮放免者等に係る条件違反等に関する情報提供依頼に基づく情報提供要領、様式等を定めたもの。